

「令和8年熊本地震」の影響により令和8年度エネルギー管理士試験を受験することができなかった受験者の皆さまに対する措置のお知らせ

令和8年熊本地震により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

令和8年熊本地震に伴う災害の影響により、本年8月2日(日)に実施した令和8年度エネルギー管理士試験を受験することができなかった受験者の皆様に関して、以下の措置を実施いたしますので、お知らせいたします。

なお、当措置を受けるためには、原則受験者ご本人による申請が必要となります。ただし、やむを得ない事由によりご本人による申請が難しい場合は個別にご相談ください。

1. 措置の内容

対象の方には、以下①、②両方の措置を講じることとします。

①受験手数料について

令和8年度分としてお支払いいただいた当該試験の受験手数料を、令和9年度エネルギー管理士試験^{*1}の受験手数料に振り替えます。

※1：令和9年8月1日(日)実施予定

②試験課目免除期間の延長について

一部課目の免除の期間が申請により下記のとおり延長されます。

令和8年12月31日までに終了する者（令和6年度課目合格者）については、令和9年12月31日まで。

令和9年12月31日までに終了する者（令和7年度課目合格者）については、令和10年12月31日まで。

2. 措置の対象となる方

令和8年熊本地震に伴う災害の影響により、本年8月2日(日)に実施した令和8年度エネルギー管理士試験の全課目を受験することができなかった方で、以下のいずれかに該当する方。

ただし、1課目でも受験した方は、以下に該当した場合であっても対象となりません。また、以下に該当しても申請がない場合は、当措置の適用はいたしません。

- ①ご本人またはご家族が被災したことにより、試験を受験することができなかった方
- ②公共交通機関の運行取止めなどのため試験を受験することができなかった方
- ③試験日に「令和8年熊本地震」による被災に対応する業務にあたるため、試験を受験することができなかった方
- ④その他、上記以外の理由により受験することができなかったことが妥当であると認められる方

3. 措置の申請

- ・次項「4. 措置の申請期間」に記載の期間中に当センターホームページに設定する申請フォームから申請をお願いいたします。所定の申請様式を郵送いただく方式でも受付いたします。
- ・なお、措置の対象となる方の要件に該当するかどうかを証明する書類が別途必要な場合があります。詳細については申請開始時にお知らせいたします。
- ・当センターが申請内容を審査し、措置適応の可否を決定して電子メールにてお知らせいたします。申請すれば無条件で措置が適用されるものではありません。
- ・措置適応の可否につきましては、申請受付後一週間を目安にお知らせいたします。ただし、申請内容の確認のための追加的に書類をお願いする場合等は、さらに時間がかかることもあります。
- ・詳細については本年 10 月 15 日（木）の受付開始時に当センターホームページにてお知らせいたします。

4. 措置の申請期間

- ・令和 8 年 10 月 15 日(木)～令和 9 年 5 月 31 日(月)（受付期間内の日付印有効）
上記期間終了後には、いかなる理由があっても措置適応の申請は受け付けません。

5. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

- ・一般財団法人 省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習本部 試験部
電話：03-5439-4970
- ・お問い合わせ日時：土・日・祝日を除く平日 9 時 15 分から 17 時 30 分まで、
ただし以下は除きます。
10/16(金)、12/29(火)～1/3(日)